



鳥取県公報

平成 27 年 7 月 28 日 (火)
第 8 7 2 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定障害児通所支援事業者の指定 (526) (東部福祉保健事務所) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (527) (通商物流課) 2
	農用地利用配分計画の縦覧 (528) (経営支援課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (2 件) (529・530) (農地・水保全課) 3
	国土調査の成果の認証 (531) (〃) 3
	道路施設等管理 (除雪・路面清掃) 業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に 必要な資格等の一部改正 (532) (県土総務課) 3
	採石法による採取計画の認可 (533) (西部総合事務所米子県土整備局) 6
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (534) (会計指導課) 6
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (24) (体育保健課) 6
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 7

告 示

鳥取県告示第526号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター 放課後等デイサービス	鳥取市三津876	平成27年7月17日	放課後等デイサービス

鳥取県告示第527号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成27年度鳥取県メタレックス2015（タイ）出展審査会	タイ・バンコクにて開催される展示会「メタレックス2015」の出展希望事業者の選定に関する事項	平成27年7月28日から同年11月30日まで	通商物流課

鳥取県告示第528号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

次の農用地利用配分計画に係る書類

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
八頭郡八頭町市場396 山崎 儀章	八頭郡八頭町市場及び福地の一部
八頭郡八頭町福地287 安部 寛	八頭郡八頭町福地の一部
八頭郡八頭町船岡456-5 農事組合法人八頭船岡農場	八頭郡八頭町塩上、下野、橋本、見槻、上野、船岡、大江、隼郡家及び隼福の一部
東伯郡北栄町原1218-1 秋山 充雄	東伯郡北栄町六尾の一部

2 縦覧に供する期間

平成27年7月28日から2週間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部経営支援課

4 意見書の提出

利害関係人は、この公告に係る農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、湖山町下代土地改良区の定款の変更を平成27年7月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を平成27年7月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第531号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西伯郡南部町	平成23年度から 平成25年度まで	南部町（八金の一部） の地籍図及び地籍簿	南部町八金の一部	平成27年7月28日
〃	〃	南部町（池野の一部） の地籍図及び地籍簿	南部町池野の一部	〃
〃	〃	南部町（西の一部）の 地籍図及び地籍簿	南部町西の一部	〃
西伯郡大山町	平成25年度及び 平成26年度	大山町（田中、潮音寺、 栄田、石井垣、樋口及 び赤坂の各一部〔131 区域〕）の地籍図及び 地籍簿	大山町田中、潮音 寺、栄田、石井垣、 樋口及び赤坂の各 一部	〃

鳥取県告示第532号

平成26年鳥取県告示第614号（道路施設等管理（除雪・路面清掃）業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正し、平成27年7月28日から施行する。

平成27年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 対象業務 県が管理する道路施設等に係る <u>次の(1)から(3)までに掲げる業務</u> <u>(1) 除雪業務</u> <u>(2) 路面清掃業務</u>	1 対象業務 県が管理する道路施設等に係る <u>除雪業務及び路面清掃業務</u>

(3) 消雪施設又は融雪施設（以下「消融雪施設」という。）の保守点検業務

2 入札参加資格

(1)～(3) 略

(4) 県が保有する路面清掃機械を使用する路面清掃業務にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 入札参加資格の審査を申請する日前5年以内に、県内において路面清掃車を使用した路面清掃業務又は路面切削を伴う舗装工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。

イ 略

(5) 消融雪施設の保守点検を行う場合にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 入札参加資格の審査を申請する日前5年以内に、県内において、国道若しくは県道に設置された消融雪施設の点検業務、新設工事若しくは修繕工事又は国道若しくは県道に埋設された上水道（簡易水道及び工業用水道を含む。）の新設工事若しくは修繕工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（土木一式工事業に係るものに限る。以下「建設業許可」という。）を受けている者であること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

3 申請手続

(1) 提出書類（各1部）

ア 道路施設等管理業務委託入札参加資格審査申請書

イ 職員調書（消融雪施設保守点検業務を除く。）

当該調書に記載している職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び業務に係る運転免許証等の写しを添付すること。

ウ 借上除雪にあつては、除雪機械調書及び除雪機械内訳

除雪機械の売買契約書又は固定資産台帳の写し（リースの場合にあつては、リース契約書の写し）及び自動車検査証の写し（自動車検査証を有する除雪機械に限る。）を添付すること。

2 入札参加資格

(1)～(3) 略

(4) 県が保有する路面清掃機械を使用する路面清掃業務にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 平成21年4月1日から入札参加資格の審査を申請する日までの間に、県内において路面清掃車を使用した路面清掃業務又は路面切削を伴う舗装工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。

イ 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

3 申請手続

(1) 提出書類（各1部）

ア 道路施設等管理（除雪・路面清掃）業務委託入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 職員調書（様式第2号）

当該調書に記載している職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び業務に係る運転免許証等の写しを添付すること。

ウ 借上除雪にあつては、除雪機械調書（様式第3号）及び除雪機械内訳（様式第3号の2）

除雪機械の売買契約書又は固定資産台帳の写し（リースの場合にあつては、リース契約書の写し）及び自動車検査証の写し（自動車検査証を有する除雪機械に限る。）を添付すること。

また、自動車検査証に記載された車検満了日が平成28年3月31日以前である場合は、誓約書を添付すること。

エ 貸与除雪にあつては、貸与除雪機械希望調書

オ 路面清掃業務にあつては、業務等実績調書

当該調書に記載している業務又は工事の内容が確認できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

カ 消融雪施設保守点検業務にあつては、業務等実績調書及び建設業許可の通知書又は証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

キ 法人にあつては入札参加資格の審査を申請する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人にあつては入札参加資格の審査を申請する日の属する年の前年における貸借対照表及び損益計算書（カの書類を提出しない場合に限る。）

ク 2の(9)に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

ケ 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格の審査を申請する日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）の写し

コ 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し（カの書類を提出しない場合に限る。）

サ 略

(2) 提出に係る留意事項

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、道路施設等管理業務委託入札参加資格審査添付書類変更届及び変更箇所を修正した(1)の書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。なお、次の事項に留意すること。

ア・イ 略

(3) 提出期間及び時間

平成26年8月15日（金）から平成28年2月19日

また、自動車検査証に記載された車検満了日が平成28年3月31日以前である場合は、誓約書（様式第4号）を添付すること。

エ 貸与除雪にあつては、貸与除雪機械希望調書（様式第5号）

オ 路面清掃業務にあつては、路面清掃業務等経歴書（様式第6号）

当該経歴書に記載している業務又は工事の内容が確認できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

カ 法人にあつては入札参加資格の審査を申請する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人にあつては入札参加資格の審査を申請する日の属する年の前年における貸借対照表及び損益計算書

キ 2の(8)に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

ク 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格の審査を申請する日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）

ケ 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

コ 略

サ 略

(2) 提出に係る留意事項

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、道路施設等管理（除雪・路面清掃）業務委託入札参加資格審査添付書類変更届（様式第7号）及び変更箇所を修正した(1)の書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。なお、次の事項に留意すること。

ア・イ 略

(3) 提出期間及び時間

平成26年8月15日（金）から平成28年2月19日

<p>(金)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>平成28年3月31日までに契約する消融雪施設保守点検業務に係る指名競争入札に参加しようとする場合は平成27年8月21日(金)までに提出すること。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>その他</u></p> <p>申請手続の詳細は、鳥取県のホームページ(http://www.pref.tottori.lg.jp/32811.htm)に掲載するので、<u>提出書類の様式については、ここから入手すること。</u></p> <p>4～6 略</p>	<p>(金)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>平成26年12月31日までに契約する業務に係る指名競争入札に参加しようとする場合は、同年9月12日(金)までに提出すること。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>4～6 略</p>
--	---

様式第1号から様式第7号までを削る。

鳥取県告示第533号

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

平成27年7月28日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社藤原建材 代表取締役 藤原 偉久 男	米子市目久美町 130-3	西伯郡南部町御内谷 字ガアノ尾377-8外 7筆(7,612平方メートル)	風化花崗岩(22,348 立方メートル)	平成27年6月12日 から平成32年6月 11日まで	平成27年6月 12日

鳥取県告示第534号

鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成27年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
405	鳥取銀行赤碓出張所	住所変更	東伯郡琴浦町赤碓1111-6	東伯郡琴浦町赤碓1115-43	平成27年7月27日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第24号

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置

するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年7月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校給食調理業務企画提案審査会	平成28年度から平成30年度までの鳥取県立琴の浦高等特別支援学校の給食調理業務及び付随する業務の受託者の選定に関する事項	平成27年7月28日から平成28年3月31日まで	琴の浦高等特別支援学校

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成27年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成27年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生予定数

(1) 3・4月入隊要員（男子）

- ア 陸上要員：26名程度
- イ 海上要員：7名程度
- ウ 航空要員：20名程度

(2) 3・4月入隊要員（女子）

- ア 陸上要員：若干名
- イ 海上要員：若干名
- ウ 航空要員：若干名

2 募集期間

(1) 3・4月入隊要員（男子）

平成27年7月28日（火）から同年9月8日（火）まで

(2) 3・4月入隊要員（女子）

平成27年8月1日（土）から同年9月8日（火）まで

3 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場等

(1) 3・4月入隊要員（男子）

ア 筆記試験及び適性検査

平成27年9月19日（土）

(ア) 東部試験会場

新日本海新聞社 鳥取市富安二丁目137

(イ) 中部試験会場

伯耆しあわせの郷 倉吉市小田458

(ウ) 西部試験会場

航空自衛隊美保基地 境港市小篠津町2258

鳥取県立武道館 米子市両三柳3192-14

イ 口述試験及び身体検査

平成27年9月16日（水）から同月29日（火）までの日のうちの1日

(ア) 陸上自衛隊米子駐屯地 米子市両三柳2603

(イ) 陸上自衛隊日本原駐屯地 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地

(2) 3・4月入隊要員(女子)

平成27年9月26日(土)

陸上自衛隊米子駐屯地 米子市両三柳2603

5 合格発表予定日

(1) 3・4月入隊要員(男子) 試験実施時に示す日

(2) 3・4月入隊要員(女子) 平成27年11月6日(金)

6 採用予定時期

平成28年3月下旬又は4月上旬(詳細は、採用予定通知書で通知)

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部(0857-23-2251)

鳥取募集案内所(0857-26-4019)

倉吉地域事務所(0858-26-2900)

米子地域事務所(0859-33-2440)